

【集合財産譲渡担保】(E II 201~202頁、教351~471頁の各所に散らばる)

ポイント68 集合(流動)財産をひとまとめに譲渡担保とすることにはどういう意義があるか。

ポイント69 集合(流動)財産を目的物として譲渡担保を設定する場合、どのような点に注意が必要か。

ポイント70 集合(流動)財産譲渡担保の対抗要件はどのようにして具備されるか。

ポイント71 集合(流動)財産譲渡担保について、その効力や実行に関してとくに留意する必要があるのはどういう点か。

1 集合(流動)財産譲渡担保の意義

- ・それぞれは価値の低い個々の動産や債権も、まとめて大きな価値を持つものとして担保化できる。
- ・個々の動産や債権の取得/発生、譲渡/消滅等を超えて全体として1つの担保価値を持つものとして把握でき、対抗要件も集合(流動)財産全体について備えれば足りる。
- ・個々の動産や債権は、通常の営業の過程では、譲渡人(=譲渡担保設定者)が自由に処分(譲渡や弁済受領等)でき、譲渡担保権者による支配から外れる一方、新たに取得した財産は、集合財産に組み込まれると担保的支配に服する。

※判例・通説、集合財産全体を1つの対象として1つの譲渡担保権が成立し、対抗要件を備えると理解する(集合物論←→分析論)。そのほかに、債権的効力のみを認める説、固定化までの間は弱い対第三者効しか認めない説などがある。

2 集合(流動)財産譲渡担保の設定の要件

①対象の特定性←権利の及ぶ範囲を明確化し競合債権者等を保護

: 種類・場所・数量等(動産の場合) 最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁

発生原因・第三債務者・発生時期・金額等(債権の場合)

☆将来債権も現在の段階で譲渡して対抗要件を備えることができる。

最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁=百I 28事件(発生の確実性や予測は不要)

←権利が発生しなければ、譲渡契約当事者間での契約で調整可能

②譲渡人の営業活動を著しく制約したり他の債権者に不当な不利益を与えるなど公序良俗違反に当たらないこと(譲渡の有効性を争う側で公序良俗違反に当たる根拠評価事実を主張

・立証しなければならない)。

通常の経営の過程では、個々の財産の処分は譲渡人の自由に委ねられることが多い。

3 対抗要件

## (1) 動産の場合

### (a) 集合物全体の占有改定 (178条) 最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁

個々の動産については集合物の構成要素となったときに集合物の対抗要件具備の効力が及ぶ(判例)か個々の動産についての対抗要件が備わり対抗力が集合物の対抗要件具備のときに遡るとする。

### (b) 動産譲渡登記(動産・債権譲渡特例法により2005年10月1日から)

←占有改定の有無や先後による紛争を未然に防止し、対抗要件具備の立証を容易化する。第三者の即時取得の場合によっては困難にし、譲渡担保の安定を図る。

参考：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji97.html>

- ・法人が譲渡人であることが要件。
- ・個別動産でも集合動産でも登記できる。

## (2) 債権の場合

### (a) 確定日付のある債権譲渡通知又は承諾(467条2項)

- ・対抗要件の留保も多いが効力が否定されるおそれがある。
- ・譲渡人の通常の営業用の流動資金確保のために、実行通知までは譲渡人に取立て委任がなされることが多くこれも有効(最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁)。

### (b) 債権譲渡登記(動産・債権譲渡特例法)

- ・第三債務者に対する対抗要件と第三者対抗要件を分離：第三債務者に登記事項証明書を交付して通知・承諾がなされれば、譲受人が取立可能になる(法4条2項)。
- ・債務者不特定の場合にも動産・債権譲渡特例法は債権譲渡登記を許容。

参考：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji13.html>

## 4 集合(流動)財産譲渡担保の効力

### (1) 固定化(流動的であった譲渡担保の対象を確定し実行可能とすること)以前

#### (a) 譲渡人の通常の営業の範囲内の処分

- ・個々の動産・債権の処分は、通常の営業活動の範囲では自由。処分された財産は、担保の拘束を免れる。
- ・譲受人は即時取得の適用を考えるまでもなく、有効に権利を取得する。
- ・なお、第三者の侵害に対しても譲渡人のみが物権的請求権や損害賠償請求権を有する。
- ・債権譲渡登記の効力は、確定日付のある債権譲渡の通知・承諾と同等(法4条1項)。

#### (b) 譲渡人の通常の営業を超える違法な処分

- ・違法で無効な処分として譲受人を即時取得で例外的に保護すると考えるか、この場合も処分は違法だが有効だとして譲受人の権利取得を認めるかには争いがある。
- ・動産譲渡登記の効力は占有改定と同等(法3条1項)。即時取得は成立しにくくなるが否定されない。

### (2) 固定化以後

- ・原則：通常の譲渡担保と同様になる。
- ・例外：第三者対抗要件として債権譲渡登記が用いられている場合には、譲渡人に実行通知をただけでは、第三債務者には対抗できない。